

## 食品表示に関心を持つ【食育コラム 7月号】

食品を買うとき、何を見て選んでいますか？

食品表示には、原材料、賞味期限、産地などの様々な情報が表示されています。

今月の食育コラムでは、食品表示のうち、消費者に身近な内容をご紹介します。

### 食品表示法

食品表示は、食品を購入するときの参考にしたり、食べるときの安全性を確保する上で、重要な情報源となっています。

これまでの食品表示は、3つの法律に分かれて定められており、複雑で分かりづらいものでした。そのような中、平成27年4月に食品表示法が施行され、分かりやすさの向上を目指し、食品の表示に関するルールが1本化されました。

新たに加工食品の栄養成分表示が義務化され、原則として個別の原材料や添加物にアレルギーが表示されるようになりました。また、平成29年9月1日に食品表示基準の一部が改正され、すべての加工食品に原材料の産地が表示されることになりました。

食品表示法に準じた表示方法は、令和2年より完全移行されます。また、加工食品の原材料の産地表示については、令和4年3月31日まで猶予期間となっており、準備ができた食品から順次表示されます。

### 加工食品の表示

加工食品のうち、パックや缶、袋などに包装されているものには、名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量、期限表示、保存方法、製造者等が表示されています。輸入品には原産国名や輸入者等も表示されています。このほかに、個々の品目の特性により、表示されている事項もあります。

### 加工食品の食品表示例(いちごジャム)

#### 名称

その商品の内容を表す一般的な名称が表示されています。

#### 内容量

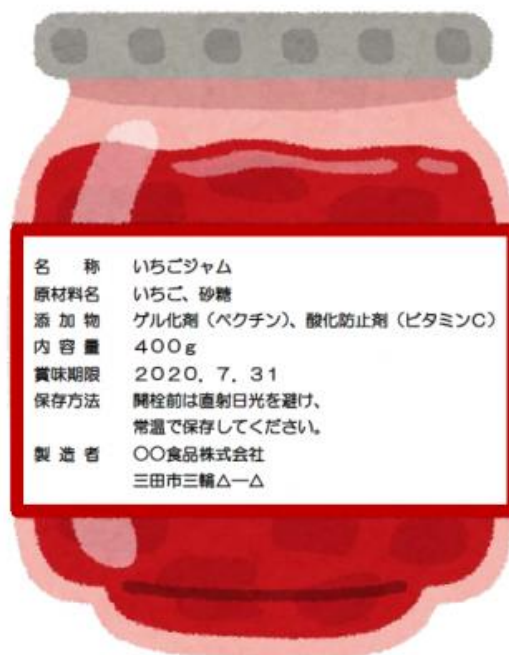
どれくらい入っているか、重さや個数などの単位を明記して表示されています。

#### 保存方法

保存するときに注意すべきことが表示されています。

#### 製造者

この食品を販売している会社の名前や住所が表示されています。



#### 原材料名・添加物

原材料の中で、使用した量が多いものから順に表示されています。また、平成27年に施行された食品表示法により「原材料名」と「添加物」を、それぞれ事項名を設けて表示するか、原材料名欄にスラッシュ(/)などの記号や、改行するなどの方法により、明確に区分して表示することになりました。

#### 期限表示

いつまでに食べればよいか、消費期限と賞味期限のどちらかが表示されています。

## アレルギー表示

近年、乳幼児から大人まで、特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増え、重篤なアナフィラキシーショックを起こす人も増加しています。

そこで、食品による健康被害を防止するため、平成 14 年 4 月から、容器包装された加工食品にはアレルギーを表示することになりました。これにより、食物アレルギーを持つ人が、アレルギーの含まれる食品を避けることができます。

### 表示されるアレルギー(特定原材料等について)

|                                   |                                                                                       |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 必ず表示される 7 品目                      | えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生                                                                   |
| 表示が勧められている 20 品目<br>(特定原材料に準ずるもの) | あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ<br>ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン |

- 可能性表示(「入っているかもしれない」等の表示)は禁止されています。
- 対面販売で量り売りされる食品は、アレルギーの表示義務はありませんが、健康被害防止のため情報提供を行うよう、自主的な取り組みが促されています。
- 原則として、個別の原材料や添加物にアレルギーが表示されます。
- 以前までは、マヨネーズやパンなど、一般的に特定原材料により製造されていることが知られている食品(特定加工食品)のアレルギー表示は不要でしたが、食品表示法の施行により、特定加工食品にも必ずアレルギー表示がされるようになりました。

必ず表示される 7 品目 (特定原材料)



表示が勧められている 20 品目 (特定原材料に準ずるもの)



[問い合わせ先]  
三田市健康増進課  
TEL : 079-559-6155